

和泊町人事行政の運営等の状況（平成 25 年度）

和泊町の人事行政運営における公正性、透明性を高めるため、「地方公務員法」及び「和泊町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成 25 年度の概要を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用及び退職状況

新規採用者 (名)	一般行政職		
	男	女	合計
	4	1	5

退職者 (名)	一般行政職		
	男	女	合計
	6	2	8

(2) 職員数に関する状況（各年度 4 月 1 日現在）

区分 部門		職員数(名)		増減	区分 部門		職員数(名)		増減
		25 年度	26 年度				25 年度	26 年度	
一般行政	議 会	2	2	0	行特 政別	教 育	17	16	△ 1
	総 務	27	25	△ 2		小 計	17	16	△ 1
	税 務	8	7	△ 1	公 営 企 業 等	水 道	5	4	△ 1
	農林水産	30	30	0		下水道	3	4	1
	商 工	1	1	0		その他	6	7	1
	土 木	9	10	1		小 計	14	15	1
	民 生	33	32	△ 1	合 計				
	衛 生	5	5	0			146	143	△ 3
	小 計	115	112	△ 3					

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (25 年度末)	歳出額 A (千円)	実質収支 (千円)	人件費 B (千円)	人件費率 B / A (%)	24 年度の 人件費率 (%)
25 年度	6, 973	7, 326, 853	173, 845	1, 010, 948	13. 8	15. 6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費（千円）				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
25 年度	132	417,838	46,029	146,157	610,024	4,621

(3) 職員の平均年齢, 平均給料月額等の状況（25 年 4 月 1 日現在）（一般行政職）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
和泊町	41.9	294,800	326,902	
鹿児島県	43.4	335,404	419,973	375,236
国	43.1	307,220 (332,446)	—	376,257 (405,463)
類似団体	42.6	313,668	355,898	343,403

* 国の欄の（ ）は，給与改定特例法による措置がないとした場合の額（減額前）である。

(4) 職員の初任給

区 分		和泊町	鹿児島県	国
一般行政職	大 学 卒	161,600 円	172,200 円	163,987 (172,200) 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	133,418 (140,100) 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 年次有給休暇の取得状況（一般職員 1 月 1 日～12 月 31 日）

給付日数 (a)	総取得日数 (b)	対象職員 (c)	平均取得日数 (b)/ (c)	消化率 (b)/ (a)
3,677	1,303	95	13.7	35.4

(3) 特別休暇の状況

休暇の種類	期 間	対 象
骨髄提供者となる場合	必要と認められる期間	
ボランティア休暇	5 日以内	
結婚休暇	連続する 5 日の範囲内(週休日等を含む。)	
産前休暇	6 週間(多胎妊娠の場合は 14 週間)	産前
産後休暇	産後 8 週間まで	産後
配偶者出産休暇	2 日以内	

子の看護をする場合	5 日以内	中学校就学前の子
忌引休暇	配偶者・父母(7 日) 子(5 日)	葬儀, 服喪その他の親族 の死亡に伴い必要と認め られる行事等
父母を追悼する休暇	1 日	父母
夏期休暇	7 月から 9 月までの間に原則 連続 3 日	

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 職員の分限処分の状況

25 年度	降任	免職	休職	降給	合計
	0	0	0	0	0

(2) 職員の懲戒処分の状況

25 年度	戒告	減給	停職	免職	合計
	1	4	0	0	5

5 職員の服務の状況

区 分	内 容
命令に従う義務	法令等及び上司の職務上の命令に従わなければならない。
信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけ, 又は職の不名誉になるような行為をしてはならない。
秘密を守る義務	職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。退職後も同様とする。
職務に専念する義務	勤務時間中職務に注意力のすべてを用い, 職務にのみ専念しなければならない。
政治的行為の制限	政治活動等をしてはならない。
争議行為等の禁止	ストライキ等をしてはならない。
営利企業等の従事制限	営利を目的とする私企業を営み, 又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況

① 新規採用職員研修他	18 名	⑤ ワークショップ研修会	18 名
② 特別研修	10 名	⑥ 接遇マナー研修会	36 名
③ 市町村職員中央研修	1 名	⑦ 地域社会調査報告会	20 名
④ 行政評価研修	54 名	⑧ 男女共同参画研修会	12 名
		合計	169 名

(2) 職員の勤務成績の評定の状況

本町では、地方公務員法第 40 条に基づき、毎年 10 月 1 日を評定日とし、全職員に対して、勤務成績の評定を実施しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況

区 分	受診者数	内 容 等
人間ドック	26 名	医療機関等で実施する総合検診（希望者） （1 日ドック，2 日ドック，節目ドック）
脳 ド ッ ク	13 名	40 歳以上の希望者 （MR I 検査，MR A 検査）
健 康 診 断	職場健診 142 名	厚生連健診で実施（補助職員含む）
	肺がん検診 166 名	住民健診で実施（補助職員含む）

(2) 福利厚生事業に伴う経費

種 別	区 分
健康診断	基本健診（25 年度検査料 904,704 円）
	肺がん検診（25 年度検査料 161,020 円）
人間ドック（役場職員組合）	人間ドックに要する検診費用の個人負担額の 2/3 助成（25 年度 580,000 円）

8 公務災害認定の状況

職員が公務中又は通勤途中に災害に遭い、公務災害又は通勤災害と認定されたときは、地方公務員災害補償制度によって、治療費等が補償されることになっています。
平成 25 年度は、公務災害の認定はありませんでした。